

【第201回国会（常会）】

1 国務大臣の演説及び質疑

令和2年1月20日に安倍内閣総理大臣の施政方針演説、茂木外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び西村経済財政政策担当大臣の経済演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月22日及び23日に各会派の代表質問が行われた。

(1) 安倍内閣総理大臣の施政方針演説

【1 はじめに】

（日本オリンピック）

五輪史上初の衛星生中継。世界が見守る中、聖火を手に、国立競技場に入ってきたのは、最終ランナーの坂井義則さんでした。

8月6日広島生まれ。19歳となった若者の堂々たる走りは、我が国が、戦後の焼け野原から復興を成し遂げ、自信と誇りを持って、高度成長の新しい時代へと踏み出していく、そのことを、世界に力強く発信するものでありました。

日本オリンピック。坂井さんがこう表現した64年大会は、まさに、国民が一丸となって成し遂げました。未来への躍動感あふれる日本の姿に、世界の目は釘付けとなった。

半世紀ぶりに、あの感動が、再び、我が国にやってきます。

本年のオリンピック、パラリンピックもまた、日本全体が力を合わせて、世界中に感動を与える最高の大会とする。そして、そこから、国民一丸となって、新しい時代へと、皆さん、共に、踏み出していこうではありませんか。

（新しい時代へ踏み出す）

日本はもう成長できない。7年前、この諦めの壁に対して、私たちはまず、三本の矢を力強く放ちました。その果実を活かし、子育て支援、教育無償化、更には働き方改革。一億総活躍社会を目指し、まっ



安倍内閣総理大臣の施政方針演説（第201回国会）

すぐに進んでまいりました。

厳しさを増す安全保障環境を直視しながら、平和安全法制を整備し、防衛力を抜本的に強化しました。地球儀を俯瞰する視点で、世界を駆け回り、ダイナミックな日本外交を展開してきました。

我が国は、もはや、かつての日本ではありません。諦めの壁は、完全に打ち破ることができた。その自信と誇りと共に、今、ここから、日本の令和の新しい

時代を、皆さん、共に、切り拓いていこうではありませんか。

【2 復興五輪】

2020年の聖火が走り出す、そのスタート地点は、福島のJヴィレッジです。かつて原発事故対応の拠点となったその場所は、今、我が国最大のサッカーの聖地に生まれ変わり、子どもたちの笑顔であふれています。

常磐自動車道に続き、本年3月、JR常磐線が全線開通します。これに合わせ、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域における避難指示の一部解除に向け、準備を進めます。

浪江町では、世界最大級の、再生エネルギーによる水素製造施設が、本格稼働します。オリンピックでは、このクリーンな水素を燃料とする自動車が、大会関係者の足となります。そして、大会期間中、聖火を灯し続けます。リチウムイオン電池、AIロボット。未来を拓く産業が、今、福島から次々と生まれようとしています。

津波で大きな被害を受けた宮城県を訪れる外国人観光客は、震災前の2倍を超えました。岩手県では3倍となっています。昨年9月に陸前高田市で開業したばかりの道の駅では、僅か1か月で10万人の観光客が訪れ、賑わいを見せています。

来年度で復興・創生期間は終了いたしますが、次のステージに向け、復興庁を司令塔に、政治の責任とリーダーシップの下で、福島の本格的な復興再生、東北復興の総仕上げに、全力で取り組んでまいります。

9年前、ファーディーさんは、ラグビーチームの一員として、釜石で、東日本大震災を経験しました。

「ここで帰ったら後悔する」

オーストラリア大使館から避難勧告を受け、家族から帰国を勧められても、ファーディーさんは、釜石に残り、救援物資の運搬、お年寄りや病人の搬送。困難に直面する被災者への支援を続けました。

その感謝の気持ちと共に、本年、釜石は、オリンピック、パラリンピックに際し、オーストラリアのホストタウンとなります。岩手県野田村は台湾、福島県二本松市はクウェートなど、29の被災自治体が、支援を寄せてくれた人々との交流を深めます。

心温まる支援のおかげで力強く復興しつつある被災地の姿を、その目で見て、そして、実感していただきたい。まさに復興五輪であります。

東日本大震災では、163の国と地域から支援が寄せられました。我々が困難の時にあって、温かい支援

の手を差し伸べてくれた世界の方々に、改めて、今、この場から、皆さんと共に、感謝の気持ちを表したいと思います。

【3 地方創生】

（観光立国）

全体で500近い市町村が、今回、ホストタウンとなります。これは、全国津々浦々、地域の魅力を世界に発信する、絶好の機会です。

北は北海道から、南は沖縄まで。アイヌの皆さんが受け継いできた伝統音楽や食文化、琉球舞踊など、我が国が誇る全国各地の地域文化に触れていただく日本博を、本年、開催いたします。

国の文化財を積極的に活用できる制度を設け、地域のアイデアによる観光地づくりを後押しします。自家用車による有償の運送サービス制度について規制緩和を行い、外国人観光客の皆さんの地方での足もしっかりと確保いたします。

首里城の一日も早い復元に向け、全力を尽くします。3月には、那覇空港第二滑走路の供用を開始します。発着枠を10万回以上拡大することにより、アジアのゲートウエーとして、沖縄の振興に取り組んでまいります。

オリンピック、パラリンピックに向けて、サイバーセキュリティ対策、テロなど組織犯罪への対策に万全を期すことで、安全、安心をしっかりと確保いたします。5年後の大阪・関西万博も視野に、多言語化、Wi-Fi環境の整備など、観光立国の基盤づくりを一気に進めます。高い独立性を持った管理委員会の下、厳正かつ公平公正な審査を行いながら、複合観光施設の整備に取り組めます。

更には、外国人観光客の多様なニーズに応える宿泊施設など世界に冠たる観光インフラを整え、2030年6,000万人目標の実現を目指します。

（農産物輸出）

世界に目を向けることで、地方に新しいチャンスが広がります。

昨年、EUへの牛肉やコメの輸出は、約3割増えました。TPP諸国への乳製品の輸出も、2割を大きく上回る伸びとなりました。甘い紅はるかは、シンガポールやタイで大人気です。さつまいもの輸出は、昨年、4割以上増加しました。

先月、中国への牛肉輸出について、解禁令が発出されました。今月発効した日米貿易協定も活かし、おいしくて安全な日本の農林水産物の世界への挑戦を、力強く後押しいたします。

農地の大規模化、牛の増産や、水産物の生産性向

上など、3,000億円を超える予算で、生産基盤の強化を進めます。販路開拓など海外への売り込みを支援します。

神戸牛、ルビーロマン、ゆめぴりか。農家の皆さんの長年にわたる努力の結晶である日本ブランドを、海外流出のリスクからしっかりと守ります。

C S F 対策を一層強化します。野生動物の感染が発見された場合にも、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限などのまん延防止措置を実施できるようにします。A S F についても、海外から持ち込まれる肉や肉製品の検疫を強化し、水際対策を徹底します。

(地方創生)

昨年の台風19号では、八ツ場ダムが利根川の被害防止に役立ちました。水力発電や農業用水などを目的とするダムについても、緊急時には省庁の縦割りを打破し、一元的に活用するための対策を、全ての一級河川を対象に、この夏までに取りまとめます。

相次ぐ自然災害の教訓を活かし、全国で、川底の掘削、堤防の整備、無電柱化を進めます。送電線の計画的な更新、電力会社、自衛隊、自治体の平時からの連携などにより、強靱な電力供給体制を構築します。防災・減災、国土強靱化を進め、災害に強い故郷を創り上げてまいります。

東京から鉄道で7時間。島根県江津市は、東京から一番遠いまちとも呼ばれています。20年以上、転出超過が続き、人口の1割に当たる2,800人が減少した町です。

しかし、若者の起業を積極的に促した結果、ついに、一昨年、転入が転出を上回り、人口の社会増が実現しました。

原田真宜さんは、パクチー栽培を行うため、東京から移住してきました。農地を借りる交渉を行ったのは、市役所です。地方創生交付金を活用し、起業資金の支援を受けました。農業のやり方は地元の農家、販路開拓は地元の企業が手助けしてくれたそうです。

「地域みんなで、手伝ってくれました」

地域ぐるみで若者のチャレンジを後押しする環境が、原田さんの移住の決め手となりました。

地方にこそ、チャンスがある。そう考え、地方に飛び込む若者を、力強く応援してまいります。東京から地方に移住して起業、就業する場合に最大300万円支給する制度を、更に使いやすくします。移住支援センターを全国一千の市町村に設置し、移住へのニーズを実際の人の動きへとつなげてまいります。

都市に住む皆さんの地方での兼業、副業を促した

め、人材のマッチングや移動費の支援を行う新たな制度を創設します。関係人口を拡大することで、将来的な移住につなげ、転出入均衡目標の実現を目指します。

企業版ふるさと納税を拡充し、地方における魅力ある仕事づくりを一層強化します。独占禁止法の特例を設け、まちづくりの基盤である地方の金融サービス、交通サービスをしっかりと維持、確保してまいります。地方の創意工夫を、1,000億円の地方創生交付金で、引き続き応援します。

若者が将来に夢や希望を持って飛び込んでいくことができる。地方創生の新しい時代を、皆さん、共に、創り上げようではありませんか。

【4 成長戦略】

(中小・小規模事業者)

東洋の魔女が活躍したバレーボール。そのボールを生み出したのは、広島の小さな町工場です。その後、半世紀にわたり、その高い技術を代々受け継ぎ、今なお五輪の公式球に選ばれ続けています。

全国各地の中小・小規模事業者の皆さんが、長年培ったオンリーワンの技術で、地域経済を支えています。しかし、経営者の多くが60歳を超え、事業承継は待たなしの課題であります。そして、若い世代の承継を阻む最大の壁が、個人保証の慣行です。

この春から、先代の経営者と後継者から個人保証を取る、いわゆる二重取りを原則禁止いたします。商工中金では、今月から、年間3万件、2兆円の新規融資について、個人保証なしの融資を原則とする運用を開始しました。

信用保証協会では、個人保証なしで後継者の皆さんの融資を保証する新制度を4月からスタートします。経営の磨き上げ支援も行い、専門家の確認を得た後継者には保証料をゼロとします。個人保証の慣行は新しい世代には引き継がないとの強い決意で、あらゆる施策を総動員してまいります。

7年前、10年ぶりの大改正を行った下請振興基準を、更に改正し、対象を拡大します。大企業に対しても、新たに金属産業、化学産業で、自主行動計画の策定を求めます。業界ごとの取引慣行に詳しい専門人材を下請Gメンに採用し、下請取引の更なる適正化に取り組んでまいります。

デジタル技術の進歩は、中小・小規模事業者にとって、販路拡大などの大きなチャンスです。デジタル取引透明化法を制定し、オンラインモールでの出店料の一方的引上げなど不透明な取引慣行を是正します。

(規制改革)

I o T、ビッグデータ、人工知能。第4次産業革命の大きな変化の中で、デジタル時代の規制改革を大胆に進めます。

本年から、無人自動運転を解禁し、中山間地域の皆さんに、安全で便利な移動手段を提供します。自動制御ブレーキを備えたサポートカーに限定した新たな免許制度を設け、その普及を拡大します。

A Iが解析するデータのボリュームが、競争力を左右する時代です。個人情報を匿名化し、その詳細な分析を可能とすることで、ビッグデータの世界をリードしてまいります。

フィンテックによる多様な決済サービスが登場する中、金融分野の業法による縦割り規制を抜本的に見直します。マイナンバーカードの取得を促し、来年度中に健康保険証としての利用を開始します。あらゆる行政手続の電子化を進め、対面での確認が必要なものを除き、2024年度までに完了いたします。

技術の進歩による急激な変化に対し、消費者の安全、安心を確保していきます。個人データの利用停止を可能とするなど、個人情報保護を強化します。あおり運転を刑罰の対象とし、道路へのカメラ設置などにより、悪質な運転者の取締りを徹底します。空港施設へのドローン飛行を禁止し、飛行経路の安全を確保してまいります。

(イノベーション)

吉野彰先生のノーベル化学賞受賞を、心よりお慶び申し上げます。

吉野先生に続く、未来を担う若手研究者に、大胆に投資します。自由な発想で挑戦的な研究に打ち込めるよう、資金配分を若手に思い切って重点化します。安定的なポストを確保し、海外留学を含めキャリアパスを確立する点で、若者が将来に夢や希望を持って研究の世界に飛び込める環境を整えます。

変化のスピードを先取りし、これまでにない価値を生み出す鍵は、ベンチャー精神です。大企業などからベンチャー企業への投資を税制で支援し、いわゆる自前主義からの発想の転換を図ります。国の研究機関によるベンチャー企業への出資を促すことで、蓄積された研究成果や技術を新しい産業へと成長させてまいります。

第4次産業革命がもたらすインパクトは、経済のみにとどまらず、安全保障をはじめ、社会のあらゆる分野に大きな影響を及ぼします。国家戦略としての取組が必要です。

その基盤インフラは、通信です。5 G、ポスト5 G、更にもその先を見据えながら、大胆な税制措置と予算により、イノベーションを力強く後押しします。安全で安心なインフラがこれからも安定的に供給されるよう、グローバルな連携の下、戦略的に取り組んでまいります。

次世代暗号などの基盤となる量子技術について、国内外からトップクラスの研究者、企業を集める、イノベーション拠点の整備を進めます。

月を周回する宇宙ステーションの整備、月面での有人探査などを目指す新たな国際プロジェクトに、我が国として、その持てる技術を駆使し、貢献いたします。将来的な火星探査なども視野に、人類の新たなフロンティアの拡大に挑戦します。

ソサエティー5.0の時代にあって、教育の在り方も変わらなければなりません。本年から小学校でプログラミング教育を開始します。4年以内に、全ての小学生、中学生に1人1台のI T端末を揃えます。企業エンジニアなど多様な外部人材を登用することで、新しい時代の教育改革を進めます。

(アベノミクス)

今般取りまとめた新しい経済対策は、まさに、安心と成長の未来を切り拓くものであります。事業規模2兆6兆円に及ぶ対策を講じることで、自然災害からの復旧復興に加え、米中貿易摩擦、英国のEUからの離脱など海外発の下方リスクにも万全を期してまいります。

日本経済は、この7年間で13%成長し、来年度予算の税収は過去最高となりました。公債発行は8年連続での減額であります。経済再生なくして財政健全化なし。この基本方針を堅持し、引き続き、2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指します。

この6年間、生産年齢人口が500万人減少する一方で、雇用は380万人増加しました。人手不足が続く中で、最低賃金も現行方式で過去最高の上げ幅となり、史上初めて全国平均900円を超えました。足元では、9割近い中小企業で賃上げが実現しています。

雇用環境が好転している今、就職氷河期世代の皆さんの就業を、3年間集中で一気に拡大します。この世代を対象を絞った求人解禁するなど、あらゆる施策を講じ、意欲、経験、能力を活かせるチャンスを広げていきます。

兼業や副業をやりやすくするため、労働時間に関するルールを明確化します。労働施策総合推進法を改正し、大企業に中途採用、経験者採用比率の開示を求め、多様で柔軟な働き方が可能となるよう、改

革を進めます。

経済社会が大きく変化する中、ライフスタイルの多様化は時代の必然であります。今こそ、日本の雇用慣行を大きく改め、働き方改革を、皆さん、共に、進めていこうではありませんか。

【5 一億総活躍社会】

(全世代型社会保障)

この春から、大企業では、同一労働同一賃金がスタートします。正規と非正規の壁がなくなる中で、パートの皆さんへの厚生年金の適用を更に広げてまいります。3,000億円を上回る、ものづくり補助金、IT補助金、持続化補助金により生産性向上への支援、社会保険手続の負担軽減を行いながら、従業員50人を超える中小企業まで段階的に拡大します。

高齢者のうち、8割の方が、65歳を超えても働きたいと願っておられます。人生100年時代の到来は、大きなチャンスです。働く意欲のある皆さんに、70歳までの就業機会を確保します。

こうした働き方の変化を中心に据えながら、年金、医療、介護全般にわたる改革を進めます。

年金受給開始の選択肢を、75歳まで広げます。在職老齢年金についても、働くインセンティブを失わせることのないよう、見直しを行います。

2022年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上の高齢者となる中で、現役世代の負担上昇に歯止めをかけることは待ったなしの課題です。

年齢ではなく、能力に応じた負担へと見直しを進めます。75歳以上であっても一定以上の所得がある方には、窓口での2割負担を新たにお問い合わせすることを検討します。併せて、かかりつけ医機能の強化を図るため、大病院の受診に定額負担を求めることで、現役世代の負担上昇を抑えます。

医療や介護について、予防への取組を強化することで、いつまでも健康で、活躍できる社会づくりを行います。

子どもたちから、子育て世代、現役世代、そしてお年寄りまで、全ての世代が安心できる全世代型社会保障制度を目指し、本年、改革を実行してまいります。

(子育て支援)

子どもたちの未来に、引き続き、大胆に投資してまいります。

昨年の幼児教育、保育の無償化のスタートに続き、この4月から、真に必要な子どもたちの高等教育の無償化が始まります。私立高校の実質無償化も実現し、子どもたちの誰もが、家庭の経済事情にかかわらず、夢に向かって頑張ることができる社会を創り

上げてまいります。

保育の受け皿整備を進め、待機児童ゼロを実現します。これまでの取組により、待機児童の数は、昨年、調査開始以来、最少となりました。いまだゼロが実現できていない自治体には、保育ニーズに応じた整備計画の策定を求め、取組を強化していきます。

妊娠、出産、子育てへの切れ目ない支援を行います。来年春までに、子育て世代包括支援センターを全ての市町村に設置します。所得の低いひとり親世帯への支援を拡大し、子育てしやすい社会づくりを更に強化します。希望出生率1.8の実現を目指し、深刻さを増す少子化の問題に真正面から立ち向かってまいります。

(一億総活躍社会)

我が国には、意欲と能力あふれる女性たちがたくさんいます。全ての女性に活躍のチャンスを創り、その持てる可能性を十二分に開花することができれば、日本の経済社会は一変するはずで

この6年で、女性の就業者数は、新たに290万人増加しました。就業率は、25歳以上の全ての世代で米国を上回っています。M字カーブは確実に解消に向かっています。引き続き、女性活躍の旗を高く掲げ、女性の皆さんが働きやすい環境づくり、女性リーダーの拡大に向けた取組を一層進めます。更に、民間シェルター支援によるDV対策などに取り組んでまいります。

女性も男性も、若者もお年寄りも、障害や難病のある方も、更には一度失敗した方も、誰もが多様性を認め合いその個性を活かすことができる社会、思う存分その能力を発揮できる社会を創る。一億総活躍社会の実現こそが、まさに少子高齢化を克服する鍵であります。

バリアフリー社会の実現に向けて、公共交通機関における取組を強化します。耳の聞こえない方に対する、無償で手話通訳を利用できる電話リレーサービスを整備します。重度障害者の皆さんの就労の意欲を後押しするための仕組みを強化します。

「その能力は磨けば無限である。」

中村裕医師は、長年、障害者雇用に熱心に取り組んでこられました。

「身障者の社会進出のためにもスポーツを奨励しなければならない。」

中村先生の情熱によって、1964年、東京パラリンピック大会が実現しました。その後、パラリンピックは4年おきに継続的に実施されるようになりました。中村先生の思いは受け継がれ、半世紀以上の時を経

て、再び、日本へと帰ってきます。

本年のパラリンピックを、世界中の人々に夢や感動を与える、素晴らしい大会とする。障害のある皆さんが、世界で最もいきいきと生活できる国日本を、皆さん、共に、創り上げようではありませんか。

【6 外交・安全保障】

（積極的平和主義）

日本が初めてオリンピック精神と出会ったのは、明治の時代であります。その時の興奮を、嘉納治五郎はこう記しています。

「世界各国国民の思想感情を融和し^{もつ}て世界の文明と平和とを助くる」

オリンピック、パラリンピックが開催される本年、我が国は、積極的平和主義の旗の下、戦後外交を総決算し、新しい時代の日本外交を確立する。その正念場となる1年であります。

日朝平壤宣言に基づき、北朝鮮との諸問題を解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指します。何よりも重要な拉致問題の解決に向けて、条件を付けずに、私自身が金正恩委員長と向き合う決意です。

もとより、我が国の国民の生命と財産を守るため、毅然として行動していく。その方針はしっかりと貫いてまいります。米国、韓国をはじめ国際社会と緊密に連携してまいります。

北東アジアの安全保障環境が厳しさを増す中で、近隣諸国との外交は、極めて重要となっています。韓国は、元来、基本的価値と戦略的利益を共有する最も重要な隣国であります。であればこそ、国と国との約束を守り、未来志向の両国関係を築き上げることを、切に期待します。

プーチン大統領と長門で合意した、元島民の方々の航空機によるお墓参り、そして四島での共同経済活動は、着実に前進しています。1956年宣言を基礎として交渉を加速させ、領土問題を解決して、平和条約を締結する。この方針に、全く揺らぎはありません。私と大統領の手で、成し遂げる決意です。

日本と中国は、地域と世界の平和と繁栄に、共に大きな責任を有しています。その責任をしっかりと果たすとの意志を明確に示していくことが、今現在の、アジアの状況において、国際社会から強く求められています。首脳間の往来に加え、あらゆる分野での交流を深め、広げることで、新時代の成熟した日中関係を構築してまいります。

（安全保障政策）

いかなる事態にあっても、我が国の領土、領海、領

空は必ずや守り抜く。安全保障政策の根幹は、我が国自身の努力に他なりません。

この春から、航空自衛隊に宇宙作戦隊を創設します。更には、サイバー、電磁波といった新領域における優位性を確保するため、その能力と体制を抜本的に強化してまいります。

昨日、日米安全保障条約は、改定の署名から60年を迎えました。日米同盟は、今、かつてなく強固なものとなっています。その深い信頼関係の下に、2020年代前半の海兵隊のグアム移転に向け、施設整備などの取組を進めます。抑止力を維持しながら、沖縄の基地負担軽減に、一つひとつ結果を出してまいります。

日米同盟の強固な基盤の上に、欧州、インド、豪州、ASEANなど、基本的価値を共有する国々と共に、自由で開かれたインド太平洋の実現を目指します。

（国際社会の課題解決）

この7年間、80の国・地域を訪問し、800回を超える会談を重ねてまいりました。各国首脳との信頼関係の上に、国際社会が直面する共通課題の解決に向け、世界の中で、主導的な役割を果たしていく覚悟です。

中東地域における緊張の高まりを深く憂慮します。我が国は、全ての関係者に、対話による問題解決と自制的な対応を求めます。これまで培ってきた中東諸国との友好関係の上に、この地域の緊張緩和と情勢の安定化のために、これからも、日本ならではの平和外交を粘り強く展開いたします。エネルギー資源の多くをこの地域に依存する我が国として、こうした外交努力と併せて、自衛隊による情報収集態勢を整え、日本関係船舶の安全を確保します。

自由貿易の旗手として、21世紀の経済秩序を世界へと広げてまいります。EUから離脱する英国とも、速やかに通商交渉を開始します。TPPの更なる拡大や、インドを含めたRCEP交渉を主導します。データ流通の新たな国際ルールづくりを、大阪トラックでリードしていきます。

G20で合意したブルー・オーシャン・ビジョンには、既に59の国から賛同を得ています。この流れを更に世界へと広げていくことで、2050年までの海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロの実現を目指します。

我が国は、5年連続で温室効果ガスの削減を実現いたしました。2013年度比で11.8%の削減は、G7の中で英国に次ぐ削減量です。長期戦略に掲げた脱炭素社会を早期に達成するため、ゼロエミッション国

際共同研究拠点を立ち上げます。米国、EUなどG20の研究機関の叡智を結集し、産業革命以来増加を続けてきたCO₂を減少へと転じさせる、ビヨンドゼロを目指し、人工光合成をはじめ革新的イノベーションを牽引します。

世界の平和と安定、自由で公正で開かれた国際ルールの構築、気候変動をはじめとした地球環境問題への挑戦。より良き世界の実現に向かって、新しい時代の日本外交の地平を、皆さん、共に、切り拓いていこうではありませんか。

【7 おわりに】

「人類は4年ごとに夢をみる」

1964年の記録映画は、この言葉で締めくくられています。新しい時代をどのような時代としていくのか。その夢の実現は、今を生きる私たちの行動にかかっています。

社会保障をはじめ、国のかたちに関わる大改革を

進めていく。令和の新しい時代が始まり、オリンピック、パラリンピックを控え、未来への躍動感にあふれた今こそ、実行の時です。先送りでは、次の世代への責任を果たすことはできません。

国のかたちを語るもの。それは憲法です。未来に向かってどのような国を目指すのか。その案を示すのは、私たち国会議員の責任ではないでしょうか。新たな時代を迎えた今こそ、未来を見つめ、歴史的な使命を果たすため、憲法審査会の場で、共に、その責任を果たしていこうではありませんか。

世界の真ん中で輝く日本、希望にあふれ誇りある日本を創り上げる。その大きな夢に向かって、この7年間、全力を尽くしてきました。夢を夢のままで終わらせてはならない。新しい時代の日本を創るため、今日、ここから、皆さん、共に、スタートを切ろうではありませんか。

御清聴ありがとうございました。

(2) 茂木外務大臣の外交演説



茂木外務大臣の外交演説（第201回国会）

第201回国会に当たり、外交政策の所信を申し述べます。

日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しています。国際社会におけるパワーバランスの変化が加速化、複雑化する中で、国境を越える脅威も増

大し、もはやどの国も、一国のみで自国の平和と安全を守ることはできません。こうした中、日本は、積極的平和主義の立場から、法の支配に基づく国際秩序の強化を図り、地域と国際社会の平和と安定にこれまで以上に寄与していく必要があります。

同時に、安全保障分野の裾野が急速に広がっています。宇宙、サイバー空間、AI、デュアルユース技術。新たな脅威への対応や重要技術の流出への対処も含め、安全保障を考える上で外すことのできない、待ったなしの課題の拡大です。また、世界経済を見渡せば、グローバル化の反動として保護主義が台頭し、貿易摩擦などの対立が深まると同時に、国境を越えたデジタル経済が拡大して、世界経済はますますデータ駆動型へと移行しています。

安全保障面でも経済面でも、急速に変化する国際環境を踏まえて、新たなルール作りや取組を先導し、国際秩序をより安定し持続可能なものへと再構築していくこと。これこそが日本外交の目指すべき方向だと考えます。

以上を申し上げた上で、特に六つの分野に焦点を当て、これまでの安倍総理が展開してきた地球儀を俯瞰する外交を更に前に進めるため、包容力と力強さを兼ね備えた外交を展開してまいります。

第一に、日米同盟。我が国の外交、安全保障の基軸

であり、地域の平和と安定に貢献する大きな役割を担っている日米同盟を、更に強化してまいります。トランプ大統領の令和初の国賓訪日は、日米の揺るぎない絆を世界に示しました。私自身も先週、訪米して、緊迫化する中東情勢や北朝鮮問題について、ポンペオ国務長官と膝をつき合わせたばかりです。

米国とは、国際社会の諸課題への対応につき緊密に連携しており、日米同盟はかつてないほど盤石です。とりわけ、元旦の日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定の発効から始まった本年は、日米安全保障条約の署名及び発効から60周年に当たる、節目の年でもあります。安全保障面では、これを契機に、日米同盟の対処力、抑止力を一層強化してまいります。また、在日米軍の安定的な駐留のためには、地元の御理解が不可欠であり、普天間飛行場の一日も早い辺野古移設を始め、引き続き、地元の負担の軽減に全力を尽くしてまいります。

ここで、自由で開かれたインド太平洋構想について申し上げます。このビジョンは今や、米国から、豪州、インド、更にはASEAN、ヨーロッパまで広がっています。法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を、全ての国、人々に分け隔てなく平和と繁栄をもたらす公共財として守っていく。その使命を実現するために、志を同じくする国々と力を合わせて取り組み、地域の様々な枠組みの強化にも貢献していきます。

第二に、北朝鮮をめぐる諸懸案への対応です。北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射といった挑発行為は、全く受け入れられるものではありません。先週も日米韓外相会談を行いました。日米、日米韓の結束の下、国際社会と連携しながら、安保理決議の完全な履行を確保し、北朝鮮の完全な非核化を目指します。また、政権の最重要課題である拉致問題の早期解決に向けた主体的努力を続けます。引き続き、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、北朝鮮との国交正常化を目指します。

第三に、近隣諸国との外交に、積極的に取り組みます。

日中両国は、今や、アジアそして世界の平和と繁栄に欠かせない大きな責任を共有しています。両国が共に、その責任をしっかりと果たしていくことが、国際社会の期待に応えることになるのです。今春予定されている習近平国家主席の国賓訪日を見据え、ハイレベルの往来を積み重ね、懸案を適切に処理しながら、あらゆる分野で交流、協力を一層発展させ

ます。他方、東シナ海における一方的な現状変更の試みは、断じて認められません。冷静に、かつ、毅然と対応してまいります。南シナ海をめぐる問題についても、国際法に基づく紛争の平和的解決の重要性を強調していきます。日本産食品に対する輸入規制問題や邦人拘束事案についても引き続き中国側に前向きな対応を強く求めていきます。

韓国については、先月久々に日韓首脳会談が行われ、両首脳で北朝鮮問題に関する日韓、日米韓の連携を確認しました。また、日韓間の現下、最大の課題である旧朝鮮半島出身労働者問題については、安倍総理から文在寅大統領に対して明確に求めたとおり、韓国側の責任で解決策を示すよう引き続き強く要請するとともに、問題解決に向けた外交当局間の協議を継続していきます。さらに、竹島は、歴史的実事に照らしても、国際法上も日本固有の領土であり、この基本的な立場に基づき、冷静に、かつ、毅然と対応していきます。

ロシアとは、最大の懸案である北方領土問題の解決のために、首脳間、外相間で緊密に対話を重ねることが必要です。私は昨年12月に訪露し、ラブロフ外相と時間をかけて議論を行い、本格的な平和条約交渉の協議に入ることになりました。北方四島における共同経済活動の更なる具体化に向けた取組や元島民の方々のための人道的措置も着実に進展させていきます。引き続き、8項目の協力プランを含め、幅広い分野で日露協力を進めていく中で、1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させるとの両首脳間の合意を踏まえ、領土問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下、交渉責任者として粘り強く交渉に取り組んでまいります。

第四に、緊迫化している中東情勢への取組です。中東地域の平和と安定は、我が国を含む国際社会の平和と繁栄に不可欠です。また、日本は原油輸入の約9割をこの地域に依存しており、世界の主要なエネルギーの供給源である中東地域の海域において、航行の安全を確保することは極めて重要です。先般決定された政府方針の三つの柱として、情報収集態勢の強化のために自衛隊の艦艇及び航空機を活用するとともに、関係業界との密接な情報共有を始めとする航行安全対策の徹底、そして、中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力を行うこととしました。我が国は米国とは日米同盟の関係にあり、イラン始め中東諸国とも伝統的な友好関係があります。外務省としては、今回決定された政府方針の三つの柱の一つである、更なる外交努力を継続し、

中東地域の平和と安定に向け取り組んでまいります。

第五に、新たな共通ルール作りを日本が主導する経済外交に一層邁進します。

世界で保護主義的な動きが広がる今こそ、日本が自由貿易の推進のため、自由で公正な経済圏を広げていくことが重要です。TPP11、日EU・EPAを始めとする経済連携協定や、日米貿易協定を力強く推進してきました。RCEPについても、本年中の署名を目指します。また、EUを離脱する英国とも、速やかに通商交渉の開始を目指します。同時に、多角的貿易体制の礎たるWTOが、世界経済の新たな課題に十分対応できるよう、本年6月のWTO閣僚会議に向け、WTO改革に係る取組を主導します。さらに、日米デジタル貿易協定も基礎としつつ、昨年のG20サミットで議長国として立ち上げた大阪トラックの下で、データ流通やデジタル経済に関する国際的なルール作りを関係国やOECD等とも連携して推進します。

G20大阪サミットに際して打ち出したイニシアティブを、着実に実施、普及していくことも重要な課題です。質の高いインフラ投資に関するG20原則、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン、G20AI原則。まさに時代を先取りするこれらのビジョン、原則の定着、具体化に向けて、国際的な指導力を発揮してまいります。

さらに、日本産食品に対する輸入規制措置について、最近、多くの国、地域で緩和、撤廃の動きがみられます。更なる働きかけをオール・ジャパンで進めます。また、知的財産保護を含め、日本企業の海外展開支援や対日直接投資の促進にも引き続き取り組む考えです。

第六に、地球規模課題への対応です。

本年は、SDGs、持続可能な開発目標の達成に向けた行動の10年、スタートの年です。教育、保健、人権、難民・避難民、女性、防災、気候変動、海洋プラスチックごみなど、求められる取組は多岐にわたります。昨年末に改定したSDGs実施指針の下、人間の安全保障の理念に基づき、具体的な取組を加速させます。また、資金ギャップを埋める方策を探求し、ODAの積極的かつ戦略的活用にも努めます。

成長、開発を語る際に、アフリカの潜在性に触れないわけにはいきません。昨年のTICAD7の成果も踏まえ、アフリカ自身が主導する発展を力強く後押しし、成長著しいアフリカの活力を取り込むべく、我が国民間企業のアフリカ進出と投資を促進します。

問題解決のための多国間枠組みの中心は、国連です。その国連が創設75周年を迎える本年、21世紀の国際社会の現実を反映すべく、日本の常任理事国入りを含む安保理改革を前進させる決意です。日本は、国際社会の平和と安全に一層貢献すべく、2023年から任期の安保理非常任理事国に立候補しています。また、より多くの有能な日本人が国連など国際機関で活躍できるための取組も引き続き進めます。国連PKOやテロ対策といった分野も重要であり、とりわけ、4月に開催される第14回国連犯罪防止刑事司法会議、通称京都コンgressの成功に向け、力を尽くします。

さらに、本年は5年に一度の核兵器不拡散条約運用検討会議が開催される年でもあります。この会議で有意義な成果を挙げられるよう、国際的な議論に積極的に貢献していきます。

ここまで6分野についての政策方針を申し上げてきましたが、外務大臣としての私の最も重要な責務に、在外邦人及び日本人旅行者の安全確保及び支援と、世界各地の日系人社会との連携強化が含まれることは申し上げるまでもありません。

そして、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会。この世界的イベント、平和の祭典に、多くの海外要人や外国人観光客の訪日が見込まれます。日本の豊かな文化や食、美しい自然、先進的技術、そして日本人のホスピタリティといった様々な魅力を世界に発信していく絶好の機会です。ホストタウンイニシアティブの下、参加国・地域と日本の自治体、地域住民との交流を推進し、被災地の見違える復興ぶりも国際社会に発信していきます。

包容力と力強さを兼ね備えた外交を展開し、それぞれの政策課題について着実な成果を挙げるために、外交実施体制の更なる強化は不可決です。このような観点から、人材、情報収集・分析能力始め総合的な外交力の強化に取り組みます。同時に、国際社会から日本の政策、取組に対する理解と支持を得るためのパブリックディプロマシーを、一層力強く展開していく考えです。

外務大臣として各国のカウンターパートと話をする度、複雑化し、不確実性の高まる国際情勢の中で、安倍総理の下で一貫し、安定した外交を展開する日本への期待、日本の存在感が高まっていることを強く実感します。この日本の存在感を、国際舞台における調整力へと転換して、責任感と使命感を持って問題解決を主導していく決意です。

議員各位、そして国民の皆様の御理解と御協力を

心よりお願い申し上げます。

(3) 麻生財務大臣の財政演説



麻生財務大臣の財政演説（第201回国会）

令和元年度補正予算及び令和2年度予算の御審議に当たり、財政政策の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の概要を御説明申し上げます。

（日本経済の現状と財政政策の基本的な考え方）

日本経済につきましては、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善、高水準の企業収益等により、内需を中心に緩やかな回復を続けております。一方で、昨年は、自然災害が相次ぎ、広範囲にわたり甚大な被害が発生をしております。また、通商問題を巡る動向をはじめ、様々な不確実性が存在しており、海外発のリスクには留意しておく必要があります。

こうした経済認識の下、昨年12月5日に安心と成長の未来を拓く総合経済対策を閣議決定し、13兆円規模の財政支出を講じることといたしております。総合経済対策は、自然災害からの復旧復興を加速するとともに、経済の下振れリスクを確実に乗り越え、日本経済の生産性、成長力の強化を通じて民需中心の持続的な経済成長の実現につなげていくことを目指しているということでもあります。

また、急速な高齢化等を背景として、社会保障給

付費が大きく増加している中、国民の安心を支える社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすためにも、財政の持続可能性を今後とも維持することも極めて重要であります。引き続き、新経済・財政再生計画に基づき、2025年度のプライマリーバランス黒字化と同時に、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指してまいります。

（令和元年度補正予算の概要）

次に、総合経済対策の実行等のために今国会に提出をいたしました令和元年度補正予算の概要について申し述べます。

一般会計につきましては、総額で約4兆4,700億円の歳出追加を行うこととしております。その内容としては、総合経済対策に基づき、災害からの復旧復興と安全、安心の確保に係る経費に約2兆3,100億円、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援に係る経費に約9,200億円、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持向上に係る経費に約1兆800億円を計上するとともに、国際分担金等の追加財政需要について、約1,700億円を計上いたしております。

その財源面につきましては、歳出において、既定経費を約1兆2,900億円減額いたしております。また、歳入につきましては、前年度剰余金約8,000億円を計上し、建設公債約2兆1,900億円を発行することといたしております。

なお、剰余金の処遇につきましては、別途、所要の法律案を提出し、御審議をお願いすることといたしております。

他方、税収は、最近までの収入実績等を勘案して、約2兆3,200億円の減収を見込んでおります。また、国税の減収に伴う地方交付税交付金原資の減額の補填のため、所要額を計上いたしております。これらにつきましては、特例公債を約2兆2,300億円発行することで対応することとしております。

この結果、令和元年度一般会計補正後予算の総額は、一般会計当初予算に対して歳入歳出ともに約3兆1,900億円増加し、約104兆6,500億円となります。

また、特別会計予算等につきましても、所要の補正を行っております。

財政投融资計画に関しましては、総合経済対策を踏まえ、現下の低金利状況を活かしたインフラ整備に対する超長期の資金供給や、日本企業の海外展開支援等を行うため、約1兆4,500億円を追加いたしております。

(令和2年度予算及び税制改正の概要)

続いて、令和2年度予算及び税制改正の概要を御説明させていただきます。

令和2年度の予算は、消費税増収分を活用した社会保障の充実、総合経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続により、経済再生と財政健全化の両立を実現するものといたしております。

具体的には、全世代型社会保障制度の構築に向け、消費税増収分を活用し、幼児教育、保育の無償化や高等教育の無償化を着実に実施するほか、勤務医の働き方改革の推進をはじめ、社会保障の充実のために約1兆6,700億円を計上いたしております。

また、総合経済対策を実行するため、臨時特別措置を講ずることとし、キャッシュレスポイント還元事業、マイナンバーカードを活用した消費活性化策や、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等を実施するため、約1兆7,800億円を計上いたしております。

同時に、歳出全般にわたり見直しを行い、一般歳出等について、新経済・財政再生計画の目安を達成するなど、歳出改革の取組を継続いたしております。

これにより、新規国債発行額を約1,000億円減額いたしております。この結果、新規国債発行額は安倍内閣発足以来8年連続で縮減することとなり、平成24年度当初予算と比較して約11兆6,900億円の減額となっております。

歳出につきましては、通常分の予算と臨時特別の措置との合計で、一般歳出が約63兆5,000億円であり、これに地方交付税交付金等約15兆8,100億円及び国債費約23兆3,500億円を加えた一般会計総額は、約102兆6,600億円となっております。

一方、歳入につきましては、租税等の収入は、過去最高となります63兆5,100億円、その他収入、約6兆5,900億円を見込んでおります。また、公債金は、約32兆5,600億円となっております。

次に、主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費につきましては、新経済・財政再生計画に沿って、様々な歳出抑制努力を積み重ねた結果、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるという方針を達成するとともに、消費税増収分を活用した社会保障の充実を実施することといたして

おります。

文教及び科学振興費につきましては、教職員定数について効率化と必要な分野の充実を図るため、私立高校授業料の実質無償化、大学改革、安全、安心な学校の施設整備等を推進することといたしております。また、科学技術基盤を充実するとともに、イノベーションを促進するということといたしております。

地方財政につきましては、地方の一般財源総額を適切に確保しつつ、臨時財政対策債の発行を縮減するなど、地方財政の健全化に資する内容といたしております。

防衛関係費につきましては、格段に速度を増す安全保障環境の変化に対応するため、中期防衛力整備計画に基づき、防衛力整備の一層の効率化、合理化を徹底しつつ、防衛力を強化することといたしております。

公共事業関係費につきましては、一連の豪雨・台風災害等を踏まえ、治水対策を中心とした防災・減災対策等の強化を図るほか、中長期的な成長の基盤となるインフラの整備を推進することといたしております。

経済協力費につきましては、戦略的外交を後押しする観点から、自由で開かれたインド太平洋の取組強化を進めつつ、ODAは予算、事業量ともに必要な額を確保することといたしております。

中小企業対策費につきましては、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の創設など事業承継に対する支援を充実するほか、生産性向上や資金繰り対策にも万全を期すことといたしております。

エネルギー対策費につきましては、再生可能エネルギーの主力電源化や脱炭素化に向けた取組を拡充するほか、国内資源の開発や海外資源の權益確保等を推進することといたしております。

農林水産関係予算につきましては、農林水産物・食品の輸出環境整備、高収入作物の生産支援、新規就農者の確保を進めるほか、水産改革の推進等に取り組むことといたしております。

東日本大震災からの復興につきましては、復興・創生期間の最終年度において必要な復興施策を確実に実施するため、令和2年度東日本大震災復興特別会計の総額を約2兆700億円といたしております。

令和2年度財政投融资計画につきましては、成長力強化のための重点投資として、現下の低金利状況を活かした高速道路の整備及び成田国際空港滑走路の新設、延伸や、日本企業の海外展開支援等、真に必要な資金需要に適切に対応するため、総額約13兆

2,200億円といたしております。

国債管理政策につきましては、借換債を含みます国債発行総額が約153兆円と、極めて高い水準にある中で、引き続き市場との緊密な対話に基づき適切に運営してまいりたいと考えております。

令和2年度税制改正につきましては、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃金引上げを促すための税制上の措置を講ずるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しを行うことといたしております。また、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA制度の見直しを講ずることといたしております。このほか、円滑、適正な納税のための環境整備等を行う

ことといたしております。

（むすび）

以上、財政政策の基本的な考え方と、令和元年度補正予算及び令和2年度予算の概要について御説明申し上げます。

人口減少、少子高齢化の中で、経済再生と財政健全化の両立を図るとともに、総合経済対策の着実な実行により、経済の持続的な成長を実現していく必要があるということでもあります。そのため、これらの予算及び関連法案の一刻も早い成立が必要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただくとともに、財政政策につきまして、国民の皆様及び議員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

（4）西村経済財政政策担当大臣の経済演説

【1 はじめに】

経済財政政策担当大臣として、我が国経済の現状と課題、政策運営の基本的考え方について所信を申し述べます。

【2 経済の現状と当面の経済財政運営】

第2次安倍内閣が発足した2012年の年の瀬、我が国は経済の低迷やデフレに苛まれ、厳しい環境の中での船出であったことを思い起こします。私自身、経済財政政策担当の内閣府副大臣として、経済再生こそが最優先の課題と強く心に刻み、アベノミクスの立ち上げとその推進に全力を尽くしておりました。

その後、7年にわたるアベノミクスの推進を経て、我が国経済は、大きく改善しています。デフレでない状況を作り出す中で、GDPは名目、実質ともに過去最大規模に達しています。また、生産年齢人口が減少する中であっても、就業者数は大きく増加し、過去最高となっております。

昨年10月には、高齢化が進展する中で社会保障の充実、安定化と財政健全化を同時に実現するため、2014年4月に続いて、消費税率の引上げを実施いたしました。軽減税率制度や臨時特別の措置など各種の対応策を講じたこともあって、引上げ前の駆け込み需要やその後の落ち込みは、現時点では前回引上げ時ほどではないと見ております。

しかしながら、台風第19号など相次ぐ自然災害からの復旧復興を加速するとともに、米中間の通商問題を巡る動向、中国経済の先行きや英国のEU離脱、



西村経済財政政策担当大臣の経済演説
（第201回国会）

中東地域を巡る情勢の影響等の海外発の経済の下リスクに十分注意が必要な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、経済の下振れリスクを確実に乗り越え、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとするために、昨年12月に、財政支出13兆円規模の安心と成長の未来を拓く総合経済対策を閣議決定いたしました。

本経済対策に基づき、15か月予算の考え方の下、

今年度補正予算や来年度臨時特別の措置等を適切に組み合わせ、切れ目のない、万全なマクロ経済運営を進めていく所存であります。

本経済対策の効果もあいまって、来年度の日本経済は、実質で1.4%程度、名目で2.1%程度の内需を中心とした成長を見込んでいます。

【3 未来への投資と、中長期の経済活力の維持・向上に向けて】

今、世界では、AI、IoT、ロボット、ビッグデータ、ブロックチェーンなどの新たな技術が経済社会に第4次産業革命と呼ばれる大きな変革をもたらしています。これらの変革は、人々の生活の向上につながり、世界各国の政府や企業はこれらを、自らの競争力強化につなげるべく激しく競争しています。中長期の経済活力の維持向上のためには、我が国も新時代を拓くための投資の促進や制度の見直しを加速する必要があります。

(デジタルニューディールの展開)

足元の景気への対応と新時代を拓くための構造改革の両立が求められる中、先般の経済対策においては、単に需要を追加するのではなく、ワイズスペンディングの考え方の下、IT・デジタル技術の実装、普及、ポスト5Gの開発、量子、AIといった新たなフロンティアのイノベーションなど、ソサエティー5.0の実現につながる未来への投資の促進策を重点的に盛り込みました。今こそ、国家戦略として、デジタルニューディールを展開し、産業や国民生活のスマート化を推進してまいります。

同時に、新たな時代の技術を使いこなし、更なるイノベーションを生む人材の育成も重要です。生徒一人一人がIT端末を持ち、十分に活用できる環境を実現するための支援などを強く推し進めてまいります。

(未来への投資の促進と地域の活力の維持)

新時代を拓くための構造改革を進めるためには、第一に、新たな分野への投資の促進、第二に、デジタル社会の進展を踏まえたデジタル市場のルール整備やフィンテック、金融分野の法制の見直し、第三に、地域の社会構造の変化に対応し、地域インフラを維持できるような制度改正を特に進める必要があります。昨年12月に、これらを盛り込んだ新たな成長戦略実行計画策定に関する中間報告を取りまとめました。

これに基づき、今国会では、デジタルプラットフォーム取引透明化法案や、金融サービスの決済法制の改正や業態別の壁を破る金融サービス仲介法制

の整備に係る法案、乗り合いバスや地方銀行への独占法の適用除外を行う法案を提出する予定です。加えて、成長戦略の具体的な検討を更に進め、本年夏には新たな成長戦略実行計画を策定し、我が国の成長力の更なる強化を図ってまいります。

(賃上げの流れの継続)

外需が弱い中で、内需を確固たるものとし、経済を成長軌道に乗せていくためには、生産性の向上の実現を通じ、中小企業も含め広く賃上げの流れが継続され、また一層力強いものとなる必要があります。

これまで今世紀に入って最も高い水準の賃上げが6年連続で実現しました。この流れを継続し、成長と分配の好循環を継続、拡大させていくため、政府としても、先般の経済対策や成長戦略実行計画を通じて、生産性向上に資する取組への支援を更に加速してまいります。

(海外の活力の取り込みと21世紀型ルールの拡大)

人口減少に直面する我が国が、今後も力強い成長を続けていくためには、海外の活力を積極的に取り込むことが不可欠です。

こうした中、1月1日に日米貿易協定が発効しました。発効から約1年となるTPP11、日・EU・EPAも合わせれば、我が国を中心として、世界経済の6割を占める自由で公正なルールに基づくマーケットが誕生したことになり、高い技術を持つ中堅・中小企業の皆様や安全でおいしい食を支えてきた農林漁業者の皆様にとっても、大きなチャンスとなっています。この機を最大限に活かすべく、昨年12月に改訂した総合的なTPP等関連政策大綱に基づく施策を着実に実施し、中堅・中小企業を含む日本企業、日本製品の海外市場における新しい市場の開拓、強い農林水産業、農山漁村の構築などに全力で取り組んでまいります。TPP11については、署名国の早期締結を促すとともに、参加国拡大に向け、引き続き我が国が主導的な役割を果たし、自由で公正なルールに基づく自由貿易の秩序の維持発展に取り組めます。

【4 国民生活の安心の確保に向けて】

我が国が新たなチャレンジを進めるには、まずは国民一人一人の皆様の先行きに対する安心感をより実感できるようにすることが重要です。

(全世代型社会保障)

安倍内閣にとって本年最大のチャレンジは、全世代型社会保障への改革です。この改革を成し遂げ、持続可能な社会保障制度を次世代に引き継いでいくという強い思いを持って、全世代型社会保障改革担

当大臣として、引き続き全力で取り組んでまいります。

昨年9月に全世代型社会保障検討会議を設置し、お年寄りだけではなく、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていくため、働き方も含めた社会保障全般にわたる改革を検討してきました。昨年末には、少しでも多くの方に支えられる側ではなく支える側として活躍いただくことで、支える側と支えられる側のバランスを見直し、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築するという考え方の下、検討会議の中間報告を取りまとめました。本年夏の最終報告に向けて、与党や幅広い関係者の意見も聞きつつ、検討会議において、さらに議論を深めてまいります。

本通常国会では、厚生年金の適用拡大等の年金改革、70歳までの就業機会確保、中途採用、経験者採用の促進といった、中間報告において通常国会に必要な法案の提出を図るとされた項目について、法案が成立するよう万全を期してまいります。

（就職氷河期世代の方々への支援）

また、偶然にも就職活動の時期がバブル崩壊後の時期と重なってしまった就職氷河期世代の方々への支援については、お一人お一人の人生や我が国の将来に関わる重要な課題であり、その対策は待ったなしの状況です。このため、先般の経済対策において、3年間で安定的に取り組むために必要な財源を確保する方針を打ち出すとともに、相談支援機関の強化、連携や、本人に対する支援策の大幅な新設、拡充を図ることといたしました。併せて、地域の創意工夫を活かし、就労や社会参加の取組を支援する新たな交付金制度を創設いたしました。今後、昨年末に取りまとめた行動計画に基づき、就職氷河期世代を対象を絞った求人解禁解除などの支援を着実に実施するとともに、この世代の方々のような様々な事情やニーズに合ったものとなるよう、官民協働の会議体であ

るプラットフォームをはじめ、様々な機会を通じて当事者、支援団体、労使など関係者の声に真摯に耳を傾けながら、お一人お一人に寄り添った支援に取り組んでまいります。

【5 新経済・財政再生計画の推進】

財政の状況については、引き続き厳しい状況にあるものの、この8年間で、当初予算ベースでは、国、地方合わせた税収は30兆円以上増加し、新規国債発行額は約12兆円減少する見込みとなるなど、改善しています。引き続き、経済再生なくして財政健全化なしとの基本方針の下、新経済・財政再生計画に沿って着実に取組を進め、2025年度の国、地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化、債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指してまいります。このためにも、昨年末に、AIやクラウドなどデジタル技術を活用した行政の効率化や、行政手続のワンストップ化などによる住民サービスの質の向上を図る次世代型行政サービスの早期実現等を盛り込んだ改定改革工程表に基づき、引き続き、歳出改革を力強く推進してまいります。

【6 むすび】

本年は、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催されます。躍動感あふれる新しい時代の幕開けであり、日本の新たな時代を切り拓く重要な1年です。その主役は国民お一人お一人や事業者の皆様であり、大きな変化をチャンスと捉え、それぞれの立場で一步踏み出す勇気こそが未来を切り拓く力となります。政府としても、予算、税制、規制改革などあらゆる手段を講じ、支援してまいります。ソサエティー5.0が浸透した未来において、2020年が新時代の大きな変革点であったと振り返られるよう、閣僚としての責務に全力を尽くしてまいります。

国民の皆様、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

(5) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（1月20日）に対する質疑は、22日に枝野幸男君（立国社）、二階俊博君（自民）及び玉木雄一郎君（立国社）が行い、23日には斉藤鉄夫君（公明）、志位和夫君（共産）及び馬場伸幸君（維新）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

(財政、税制改革)

- ①「金融所得課税の在り方」に関する質疑に対して、「所得課税については、累進課税を基本とした上で、金融所得について、単一税率の分離課税とすることで、恣意的な損益操作による課税の不公平を抑制する仕組みとなっている。平成25年度改正で所得税の最高税率を引き上げ、累進構造の強化を図るとともに、平成26年から金融所得課税の税率を10%から20%に倍増した。この改革により、所得再配分機能の回復に一定の効果があったと考えている。今後の税制の在り方については、これまでの改正の効果を見極めるとともに、経済社会の情勢の変化等も踏まえつつ検討する必要がある」旨の答弁があった。
- ②「令和元年度補正予算案における防衛費の計上」に関する質疑に対して、「財政法第29条を始めとする我が国の予算制度に従い、刻々と変化する安全保障環境や自然災害への対応等のため、緊要性のある経費を計上している。当初予算で計上すべきものを補正予算で計上しているものではない」旨の答弁があった。
- ③「20代の若者の所得税減免案」に関する質疑に対して、「個人所得課税は、担税力に応じて累進的に税負担を求めるものである。20代の若者に対してだけ所得税を減免することは、税の公平性の観点に加え、それが将来の負担増を懸念する若年層の不安を実際に払拭できるかどうかといった点も踏まえ、慎重な検討が必要である」旨の答弁があった。
- ④「将来の税収増や人口増につながる支出に対する国債発行による財源調達」に関する質疑に対して、「現在、政府は、財政健全化目標としてプライマリーバランスの黒字化を掲げ、国債全体の縮減に努めている。他方、我が国経済の持続的な成長のために必要となる施策については、財源を確保しながら大胆に投資していくべきことは言うまでもなく、引き続き、成長と財政健全化の両立を図っていく」旨の答弁があった。
- ⑤「消費税率の引上げの日本経済への影響」に関する質疑に対して、「消費税率引上げ前の駆け込み需要やその後の落ち込みは、現時点では、全体として前回ほどではないと見られているが、引き続き、引上げによる影響には十分注意したい。その上で、相次いだ自然災害からの復旧復興に加え、海外発の下方リスクに万全の備えを行うため、事業規模26兆円に及ぶ総合経済対策を取りまとめた。中小・小規模事業者の生産性向上に資する取組を複数年にわたり継続的に支援し、切れ目なく政策を実行していくことで、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとしていく」旨の答弁があった。
- ⑥「消費税の減税、社会保障政策等」に関する質疑に対して、「今回の消費税率の引上げは、全世代型社会保障制度への大きな転換に必要なものである。他方、景気については、事業規模26兆円の総合経済対策を取りまとめ万全の対応を行っている。国民健康保険制度については、新たな財政支援を継続し、安定的な運営を強力に後押しする。最低賃金については、中小・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備し、引上げを図る。高等教育への進学への支援については、令和2年4月から、高



枝野幸男君（立国社）

等教育の無償化を実現し、引き続き、家庭の経済事情にかかわらず、安心して学べる環境の整備に努めていく。なお、法人税や所得税については、課税ベースの拡大による財源確保と併せた法人税率引下げ、所得税の最高税率の引上げ等の施策を既に講じてきたところであるが、経済社会の情勢の変化等も踏まえつつ、検討する必要があると考えている。また、これまでの歳出改革の取組を着実に進め、無駄を徹底して排除することにより、財政健全化も着実に進めていく」旨の答弁があった。

(経済・金融政策)

①「実質賃金等の上昇政策」に関する質疑に対して、「第2次安倍政権の発足以降、実質賃金については、7年間にわたるアベノミクスの取組の結果、6年連続で今世紀に入って最も高い水準の賃上げが実現しており、総雇用者所得は名目でも実質でも増加が続くなど、雇用・所得環境は着実に改善をしている。こうした流れを継続し、デフレ脱却と経済再生を確かなものとするため、人材の育成、働き方改革、中小企業の支援などに取り組むことにより、成長と分配の好循環を更に強化し、より幅広く賃上げの波が行き渡るよう、引き続き全力を尽くしていく。なお、保育士等や介護職員及び地方公共団体の非常勤職員の処遇についても改善の取組を実施していく」旨の答弁があった。



二階俊博君（自民）

②「日本経済の評価と総合経済対策の狙い」に関する質疑に対して、「我が国経済は、7年間にわたるアベノミクスの取組の結果、力強い成長を続け、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復しているが、米中貿易摩擦等の海外発の下方リスクに万全を期す必要がある。こうした認識の下、事業規模26兆円に及ぶ総合経済対策を策定し、自然災害からの一日も早い復旧復興等、切れ目なく政策を実行していくことで、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとしていく」旨の答弁があった。

③「今後の中小・小規模事業者支援」に関する質疑に対して、「全国の中小・小規模事業者は、経済の屋台骨である。まず、成長の果実を広く行き渡らせるため、下請取引の更なる適正化、大企業に対する監視、取締りを強化していく。中小企業の賃上げの流れを更に加速するため、ものづくり補助金、IT導入補助金等により生産性

向上を後押しする。さらに、事業承継については、事業引継ぎ支援センターにおいて引き続ききめ細かな支援を行い、若い世代の承継については、いわゆる二重取りの原則禁止や、信用保証協会では新制度を令和2年4月からスタートするなど、個人保証の慣行は新しい世代には引き継がないとの強い決意で、あらゆる施策を総動員する」旨の答弁があった。

(桜を見る会問題)

①「桜を見る会の前日に開催された夕食会」に関する質疑に対して、「価格設定については、出席者の大多数がホテルの宿泊者であるという事実等を踏まえ、ホテル側が設定している。明細書については、ホテル側としては、営業の秘密に関わることから、公開を前提とした資料提供には応じかねる

との報告を受けている。費用については、ホテル側との合意に基づき、受付においてホテル側職員の下、自身の事務所の職員が集金し、ホテル名義の領収書をその場で手交し、受付終了後に集金した全ての現金をその場でホテル側に渡すという形で参加者からホテル側への支払いがなされたものと承知している。このように主催者である安倍晋三後援会としての収支は一切ないことから、政治資金収支報告書への記載は必要ないものと認識している」旨の答弁があった。

- ②「桜を見る会への招待基準と費用負担」に関する質疑に対して、「桜を見る会は、内閣総理大臣が各省庁からの意見等を踏まえ、各界において功績、功労のあった方々などを幅広く招待し、日ごろの御労苦を慰労するとともに、親しく懇談する内閣の公的行事として開催している。自身の事務所においては、内閣官房からの依頼に基づき、後援会の関係者を含め、幅広く参加希望者を募り、推薦を行ってきた。記録が残っておらず、その詳細は明らかではないが、長年の慣行の中で行われ、招待者の基準が曖昧であった結果として招待者の数が膨れ上がってしまった実態があると認識している。他方、招待者は、提出された推薦者につき、最終的に内閣官房及び内閣府において取りまとめを行っており、公職選挙法に抵触するのではないかとの指摘は当たらない。なお、桜を見る会の前日に開催された夕食会を含め、全ての費用は参加者の自己負担で支払われている」旨の答弁があった。
- ③「桜を見る会の招待者の公開及び反社会的勢力の定義」に関する質疑に対して、「桜を見る会の招待者については、その氏名等を公開する前提で招待しておらず、公開することについて事前の了解も得ていないため、招待されたかどうかも含め、従来から回答を控えている。他方、叙勲受章者については、事前に受章の意思の確認を行い、氏名等の公開について了解を得ている。園遊会については、案内状に個人情報や報道機関に提供する旨記載し、差し支えがある場合は事前に連絡するよう依頼している。反社会的勢力については、その形態が多様であり、また、その時々々の社会情勢に応じて変化し得るものであることから、あらかじめ限定的かつ統一的に定義することは困難である」旨の答弁があった。
- ④「平成31年の招待者名簿の調査等」に関する質疑に対して、「招待者名簿については、文書及び電子ファイルの双方について必要な調査を行った結果、既に廃棄されていることを確認したものであり、改めて調査を指示することは考えていない。ログについては、その内容を明らかにすれば不正侵入等を助長するおそれがあり、開示することはセキュリティ上の問題がある」旨の答弁があった。
- ⑤「桜を見る会の過去の招待者名簿」に関する質疑に対して、「平成23年から29年までについては、行政文書ファイル管理簿に登録すべきところ、内閣府において、登録を行わず、また、廃棄協議の手続を経ることなく廃棄が行われていた。民主党政権当時の平成23年及び24年については、桜を見る会自体は中止されたものの、招待者名簿はその時点の完成版が存在し、当時の文書についても、行政文書として管理簿に登録すべきだったが、登録せずに廃棄された。両年の措置を前例として漫然と引き継ぎ、それ以降、行政文書として管理簿に登録しなかった。本件については、公文書管理法違反であり、当時の文書管理者である担当課長を厳正に処分したところである。なお、公文書管理法違反の状態は平成23年から始まったところだが、安倍内閣においては、このことについて官房長官等から指示や示唆を行ったことはない」旨の答弁があった。
- ⑥「桜を見る会に関して国会に提出した文書」に関する質疑に対して、「内閣総務官室官邸事務所からの依頼を受けて内閣府人事課から推薦することとなった者について、同課において、官邸事務所か

ら提供された名簿をそのまま推薦者名簿として利用し、保存していたが、国会に提出するに当たり、最終的な推薦者と異なる表記があれば誤解を招くとの懸念から、文書の趣旨を正しく伝えるべく、その記載を消去した。国会に提出する資料についてこのような対応を行ったことは極めて不適切であり、担当課長を厳正に処分するとともに、官房長官が内閣府に対し、このような行為を二度と起こさないよう徹底した」旨の答弁があった。

- ⑦「桜を見る会の招待者」に関する質疑に対して、「個々の招待者の推薦元に関する情報は、その者個人に関する情報であるとともに、招待者に密接に関係する情報でもあり、従来から回答を差し控えている。また、招待の有無等については個人に関する情報であり、政府として明らかにすることは考えていない。なお、一般論として申し上げれば、桜を見る会が企業や個人の違法、不当な活動に利用されることは決して容認できない」旨の答弁があった。
- ⑧「桜を見る会招待者名簿の管理」に関する質疑に対して、「平成31年の招待者名簿は、内閣府において、公文書管理法などのルールに基づき、会の終了後遅滞なく廃棄する対応をした。また、行政文書の管理に関するガイドラインについては、平成29年12月にこれを改正し、新たなルールを設けた。これに基づき、招待者名簿については、会の終了後遅滞なく廃棄する取扱いとした。このような対応は、ガイドラインにのっとった対応であると考えており、法律等を見捨てて組織的隠蔽を図ったとの指摘は当たらない。なお、民主党政権時代の平成23年、24年を含めて、平成23年から29年間の招待者名簿の取扱いについては、公文書管理法に違反するものであり、当時の文書管理者を厳正に処分するとともに、官房長官から内閣府に対し、改めて文書管理のルールの徹底を指示した」旨の答弁があった。



玉木雄一郎君（立国社）

（子育て支援）

①「幼児教育、保育の無償化による低所得世帯の実質負担増への措置及び保育士の処遇改善等」に関する質疑に対して、「幼児教育、保育の無償化に伴い、利用者から徴収することとなった副食費について、低所得者の方は免除している。また、保育料を独自に減免していた地方自治体において、幼児教育、保育の無償化により負担増となる方が出る可能性があったことから、制度開始前から自治体に働きかけ、一部を除き負担増が生じないよう対応していただいた。引き続き同様の働きかけを行っていく。保育士の確保や処遇改善の重要性は認識しており、これまでも処遇改善を実施してきたが、引き続き、総合的な支援を進めるとともに、保育士・保育所の魅力の向上と発信に取り組んでいく」旨の答弁があった。

- ②「子供を産み育てることへの支援」に関する質疑に対して、「子供を産み育てたいという希望に対し、子育てや教育に係る費用負担が大きな制約であったことを踏まえ、令和元年には幼児教育、保育の無償化を行ったほか、令和2年4月からは、真に必要な子供たちへの高等教育の無償化などの政策を実行することにより、子育てや教育に係る費用を大幅に軽減し、日本を子供たちを産み育てやす

い国へ大きく転換していく。また、不妊治療については、近年では、経済的負担の軽減を図るため、体外受精や顕微授精の初回治療助成額の引上げや、助成対象を男性の不妊治療にも拡大するなどしている」旨の答弁があった。

③「希望出生率1.8の実現」に関する質疑に対して、「できる限り早期の希望出生率1.8の実現に取り組む。若い世代の結婚をめぐる状況は、結婚することを希望していながら、その希望がかなえられていない状況にある。希望がかなうような環境整備のため、若い世代の経済的基盤の安定を図ることはもとより、地方公共団体が行う取組への後押しなどに引き続き取り組む。待機児童解消については、子育て安心プランに基づいて最優先で取り組んでおり、2020年度末までの待機児童解消に向けて取り組む」旨の答弁があった。

④「いわゆる内密出産」に関する質疑に対して、「諸外国の制度について、厚生労働省において調査研究を実施しているが、様々な課題もあると考えている。政府としては、予期せぬ妊娠に際して、妊婦の孤立化を防止し、母体と子供の安全を確保していくため、教育や相談体制の整備などを含め、総合的に検討を進める」旨の答弁があった。

⑤「養育費の確保対策」に関する質疑に対して、「離婚したひとり親家庭の生活の安定と子供の健全な成長のため、養育費の確保は重要であり、国や自治体などにおいて、養育費の取決めを促すための情報提供や養育費に関する相談支援を行っている。また、令和元年5月成立の改正民事執行法により、養育費支払いについて、これまでより容易に強制執行の申立てを行えるようになった。今後は、さらに、養育費の確保に向けて、必要な検討に努める」旨の答弁があった。

⑥「ひとり親に対する支援施策」に関する質疑に対して、「未婚のひとり親に対する税制上の対応については、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、死別、離別の場合と同様の条件で控除を適用することとし、今国会に所要の改正法案を提出予定である。改正法案成立後は、新たな対象者に控除が適切に適用されるよう、周知徹底を図るとともに、プライバシーに配慮した制度設計とするよう努める。障害年金については、現在は、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当が受給できない仕組みとなっているが、児童扶養手当の受給が可能となるよう、障害年金との併給調整の方法を見直すこととしており、所要の改正法案を今国会に提出予定である」旨の答弁があった。



齊藤鉄夫君（公明）

（社会保障政策）

①「人生100年時代に対応した年金制度と労働法制の見直し」に関する質疑に対して、「年金制度について、パートの方々への厚生年金の適用を、中小企業への生産性向上支援、社会保険手続の負担軽減を行いながら、従業員50人を超える企業まで段階的に拡大する。また、自分で選択可能な年金受給開始時期の上限について75歳に引き上げる。在職老齢年金については、働くインセンティブを失わせることのないような見直しを行っていく。労働法制に関しては、働く意欲のある高齢者が年齢

にかかわらず働くことができる環境を整えるために70歳までの就業機会の確保を図り、労働施策総合推進法を改正して大企業に中途採用、経験者採用比率の開示を求め、多様で柔軟な働き方が可能となるような見直しを行い、兼業や副業で働く方については、セーフティーネットを構築するための法制化を進める」旨の答弁があった。

②「介護予防、健康づくり、認知症施策の推進、がん対策の強化」に関する質疑に対して、「多様化する高齢者の地域での生活を支えていくためには、介護事業者によるサービスに加え、住民が主体となった多様な取組を広げていくことも重要である。通いの場については、今後、より多くの高齢者にとって魅力あるものとしていくため、自治体への介護インセンティブ交付金を抜本的に強化していく。認知症施策に関して、令和元年6月に取りまとめた認知症施策推進大綱に基づき、先進的な活動事例の収集や横展開に取り組む。がん対策の強化については、医療機関の医療従事者への緩和ケア研修を推進しており、在宅医療を担うかかりつけ医等の人材育成にも対応していく。がん教育については、全国において正しい理解や知識の普及が進むよう、教師等への研修の実施など各種施策に取り組む」旨の答弁があった。

③「高齢運転者の交通事故対策及び高齢者の移動手段の確保のための支援」に関する質疑に対して、「高齢運転者の交通事故対策については、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置が搭載された安全運転サポートカーの購入や装置の後付け費用の補助の仕組みを補正予算案に盛り込んでおり、関係省庁と連携し、しっかりと進めていく。高齢者が運転免許を返納した後の移動手段の確保については、令和2年度予算案には、各地の公共交通サービスの維持、確保に不可欠なバスや乗合タクシーの運行に対する補助等の所要額を計上している。各地方公共団体との密接な連携を図りつつ、これらを最大限有効に活用して、しっかり取り組んでいきたい。高齢者等の移動のための多様なモビリティについては、電動アシスト自転車や電動車椅子に関する普及促進支援や小型電動モビリティの購入補助等が補正予算案等に盛り込まれており、普及促進に努めていく。これらの取組を通じ、高齢運転者の交通事故の撲滅、さらには、高齢者等が自らの運転に頼らずに暮らせる交通社会の実現に努めていく」旨の答弁があった。

④「全世代型社会保障の考え方」に関する質疑に対して、「全世代型社会保障は、人生100年時代の到来を見据えながら、働き方の変化を中心に据えて、年金、医療、介護、社会保障全般にわたる改革を進めるものである。生涯現役で活躍できる社会をつくる中で、年齢ではなく能力に応じた負担への見直しを進めることで、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築する。医療費の窓口負担割合については、75歳以上の高齢者であっても一定の所得以上の方について新たに2割とすることとし、高齢者の疾病、生活状況等の実態を踏まえて、具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の高齢者の生活等に与える影響等を見極め、適切な配慮等について検討を行っていく。介護施設における食費や居住費への助成については、引き続き、厚生労働省において検討を進め、2021年度からの次期介護保険計画期間が始まるまでの間に成案を得ることとしている。介護離職対策については、介護の受皿整備、介護人材確保対策、仕事と介護が両立できる環境整備などを総合的に進める」旨の答弁があった。

(外交・安全保障政策)

①「普天間飛行場の辺野古移設」に関する質疑に対して、「令和元年12月、沖縄防衛局が、移設計画変更後、工事完了までに9年3か月、提供手続完了までに約12年を要し、経費の概略として約9,300億

円が必要なことを示した。その上で、住宅や学校で囲まれ、世界で最も危険と言われる普天間飛行場が固定化され、危険なまま置き去りにされることは、絶対に避けなければならない。日米同盟の抑止力の維持と普天間飛行場の危険性の除去を考え合わせたとき、辺野古移設が唯一の解決策であり、この方針に基づいて着実に工事を進めていくことが、普天間飛行場の一日も早い全面返還の実現と危険性の除去につながると考えている」旨の答弁があった。

- ②「イージス・アショアとイージス艦のコスト面、運用面での比較」に関する質疑に対して、「イージス・アショア2基の取得及び30年にわたる維持運用などに要する経費は、施設整備費等を除き、現時点で約4,000億円超と見積もっており、他方、海上自衛隊の最新イージス艦2隻の取得及び30年にわたる維持運用などに要する経費は、約7,000億円と見積もっている。また、イージス・アショアは、弾道ミサイルの脅威から我が国全域を24時間365日、長期にわたり切れ目なく防護可能だが、整備や補給のために定期的に港に戻るすき間の期間が生じるイージス艦のみで切れ目のない防護体制を構築することは困難である。このように、我が国全域の弾道ミサイル防衛という観点で、イージス・アショアはコストと運用の両面においてイージス艦より優れている装備品である」旨の答弁があった。
- ③「日米貿易協定に関し、日米共同声明にある今後の交渉」に関する質疑に対して、「今後の交渉については、まず対象分野を協議することとしており、現時点で、交渉開始のタイミングも含め、予断を持った発言は控える。他方、自動車・自動車部品については、既に、日米貿易協定において、単なる交渉の継続ではなく、更なる交渉による関税撤廃を明記しており、今後、関税撤廃がなされることを前提に、具体的な撤廃期間等について交渉を行うこととなる」旨の答弁があった。
- ④「日中関係」に関する質疑に対して、「日本と中国は、地域や世界の平和と繁栄に、共に大きな責任を有しており、日中両国がこうした責任を果たしていくことが、現在のアジア及び国際社会から強く求められている。同時に、中国との間には、様々な懸案が存在しており、これまでも中国側に累次にわたり提起してきたが、引き続き、主張すべきはしっかりと主張し、中国側の前向きな対応を強く求める」旨の答弁があった。
- ⑤「日ロ平和条約交渉」に関する質疑に対して、「北方領土は、我が国が主権を有する島々であり、政府としてこの立場に変わりはなく、平和条約交渉の対象は四島の帰属の問題であるというのが日本側の一貫した立場である。1956年の共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させ、領土問題を解決して平和条約を締結するという方針に揺らぎはない。北方四島における共同経済活動は双方の法的立場を害さないことが前提であることは2016年12月のプレス向け声明においても確認されており、これを踏まえ、様々なレベルで、プロジェクトを実施するための法的課題について、十分な時間を割いて議論を進めている」旨の答弁があった。
- ⑥「核軍縮への取組」に関する質疑に対して、「近年、核軍縮をめぐる各国の立場の隔たりが拡大しており、我が国は、唯一の戦争被爆国として、これらの国々の橋渡しに努め、対話のための共通の基盤の形成や相互の関与に向けて、粘り強く各国を促していく必要があると考えている。令和2年に国連で開催される予定の核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議が、有意義な成果を収めるものとなるよう、核兵器のない世界に向けた決議や核軍縮の実質的な進展のための賢人会議における議論の成果もしっかりと活用しながら、核軍縮の進展に向けた国際的な議論を積極的にリードする」旨の答弁があった。

(中東情勢への対応)

- ①「自衛隊の中東派遣」に関する質疑に対して、「中東地域における日本関係船舶の安全の確保のため、我が国独自の取組として、更なる外交努力、航行安全対策の徹底とあわせて、自衛隊による情報収集態勢の強化を実施する。具体的には、自衛隊の護衛艦及び航空機を派遣し、現地海域において、航行の安全に直接影響を及ぼす情報その他の航行の安全確保に必要な情報を収集し、海上警備行動発令時の円滑な実施に必要な事項等を検討する。これは、防衛省設置法の調査・研究の規定に基づき行うものである。また、自衛隊による更なる措置が必要と認められる場合には、自衛隊法第82条の規定に基づき、海上警備行動を発令して対応する。今般の活動は現行の法令に基づいて実施可能であることから、特別措置法の制定を含む新たな立法措置は必要ない」旨の答弁があった。
- ②「中東地域での自衛隊の武器使用」に関する質疑に対して、「我が国は、中東地域の関係国との間で良好な二国間関係を維持しており、我が国の取組については、令和元年12月に、イランのローハニ大統領に対して直接説明し、その意図につき理解を得たほか、令和2年1月に、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーンを訪問し説明を行い、支持を得ている。こうした点等を踏まえ、特定の国家等が、日本関係船舶であることを認識し、これらの船舶に対して武器等を使用した不法な侵害行為を行うことは、基本的にないと考えている。今般の活動も含め、自衛隊による活動は、憲法を含む我が国の国内法令等に従って行われるもので、自衛隊の武器使用が憲法第9条が禁ずる武力の行使に該当するおそれはない」旨の答弁があった。
- ③「中東全体の非核化」に関する質疑に対して、「我が国は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の取組をリードしていく使命を有している。かかる観点から、我が国は、中東に非核地帯を創設する旨の1995年のNPT運用検討会議で採択された決議を、今日に至るまで一貫して支持している。こうした立場に基づき、我が国は、イスラエルが非核兵器国としてNPTに参加することを求めてきており、また、イランに対しても、核合意を遵守し、そのコミットメントに即座に戻るとともに、国際原子力機関（IAEA）と完全に協力するよう、引き続き求めていく」旨の答弁があった。
- ④「中東情勢の安定化のための外交努力と自衛隊派遣」に関する質疑に対して、「中東地域における緊張の高まりを深く憂慮している。船舶の航行の安全を確保することは、我が国のエネルギー安全保障上、死活的に重要であり、全ての関係者が緊張緩和と情勢の安定化のために外交努力を尽くすことが必要である。我が国は、米国と同盟関係にあり、同時にイランと長年良好な関係を維持するなど、中東各国と良好な関係を築いている。これからも、日本ならではの更なる外交努力を粘り強く展開する。こうした外交努力と調和を図る形で、自衛隊の護衛艦及び航空機を派遣することとした。なお、閣議決定に当たり、活動期間を1年とし、さらに、国会報告も行うこととした」旨の答弁があった。
- ⑤「イラン核合意」に関する質疑に対して、「我が国は、イラン核合意を、国際不拡散体制の強化と中東の安定に資するものとして、今日に至るまで一貫して支持している。同時に、米国とは、イランの核保有を認めず、地域の平和と安定を確保するという目標を共有している。トランプ大統領との間でも、イランの核問題が平和的に解決され、地域の平和と安定が確保されるよう、真剣な議論を行ってきており、今後も、トランプ大統領やローハニ大統領との個人的な信頼関係を活用しつつ、中東における緊張緩和及び情勢の安定化に向け、粘り強い平和外交を展開していく」旨の答弁があ

った。

- ⑥「中東地域における自衛隊による情報収集活動及び米国との連携」に関する質疑に対して、「現時点において、米国、イラン双方とも、これ以上のエスカレーションを回避したい意向を明確にしている。こうした状況も踏まえれば、現時点において、米・イラン間で武力の行使が行われている状況ではないと認識しており、自衛隊が何らかの武力紛争に巻き込まれるような危険があるとは考えていない。その上で、我が国としては、米国提案の海洋安全保障イニシアチブには参加せず、我が国独自の取組として自衛隊による情報収集活動を実施し、米国との連携の一環として情報共有を行うこととしている。米国と情報共有を行ったとしても、我が国が米国の指揮統制を受けることはなく、また、米国のニーズに応じて活動を行うわけでもない」旨の答弁があった。



志位和夫君（共産）

- ⑦「自衛官の危険手当の創設などの処遇改善」に関する質疑に対して、「海外派遣を始め、任務に当たる隊員に対しては、それぞれの任務遂行の困難性や危険性などの特殊性を考慮した各種手当を支給している。今般の中東に派遣される隊員に対しても、乗組手当、航空手当、航海手当などの各種手当のほか、任務遂行の困難性や危険性などの特殊性を考慮した海上警備等手当を支給することとした。引き続き、厳しい任務に当たる隊員の処遇を確保するために必要な措置を講じていく」旨の答弁があった。

(男女共同参画・女性活躍)

- ①「性犯罪の要件の見直し」に関する質疑に対して、「性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する悪質、重大な犯罪であると認識している。平成29年に成立した刑法改正法の附則において、施行後3年を目途に施策の在り方に検討を加えることが求められており、性犯罪の実態を把握した上で適切に対処する」旨の答弁があった。
- ②「女性活躍の現状認識」に関する質疑に対して、「安倍内閣では女性活躍推進法の制定などに取り組み、女性の就業者は280万人以上増えた。保育の受皿整備等を進め、M字カーブも解消に向かっている。出産や育児に関係なく女性が働き続けられる環境を整えることは、将来、指導的地位につく女性の増加に資すると考える。また、有価証券報告書に女性役員数の記載を義務付ける等コーポレートガバナンス改革にも取り組み、この7年間で上場企業の女性役員は3倍以上に増えた。現時点で、あらゆる分野で2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるよう期待するとした水準には達していないが、目標の実現に向けた道筋はつけることができた。今後とも早期の実現に向けて女性活躍政策に全力で取り組む」旨の答弁があった。
- ③「男女間の賃金格差」に関する質疑に対して、「男女の賃金格差には、管理職比率と勤続年数の差異等複合的要因がある中、各企業に一律に賃金差異の公表を義務付けると、求職者の誤解や混乱を招くおそれもあり、女性活躍推進法に基づく情報公開の対象とはしていない。一方、賃金格差の改善

は重要な課題である。改正女性活躍推進法において、事業主行動計画の策定義務の対象拡大を図るとともに、出産や育児に関係なく女性が働き続けられる環境等のため、保育の受皿整備等の両立支援体制の整備も推進し、男女間の賃金格差の解消に努める」旨の答弁があった。

④「選択的夫婦別氏制度及び同性婚制度」に関する質疑に対して、「夫婦別氏は家族の在り方に深く関わる事柄で、様々な意見があることから、国民の意見を幅広く聞き、国会の議論の動向を注視しながら慎重に対応を検討する。また、同性婚制度に関して、現行憲法の下では同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されていない。制度導入の是非は家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要する」旨の答弁があった。

⑤「ジェンダー平等に関連する各種発言及び自民党の改憲案」に関する質疑に対して、「女性差別、セクハラは重大な人権侵害であり、また、社会において多様性が尊重されるべきことは言うまでもない。発言は誤解を招かぬよう、関係者を傷つけぬよう、細心の注意を払う必要がある。なお、自民党の改憲案は家族のきずなを重視するものであり、個人と家族とを対比するものではないと承知している。いずれにせよ、女性も男性も個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けないなどの理念が貫かれるべきことは当然のことである」旨の答弁があった。

(エネルギー・環境政策)

①「エネルギー政策」に関する質疑に対して、「東日本大震災以降、多くの原発が停止する中、電気料金が家庭用で約23%アップし、経済的に大きな負担をいただいている。資源に乏しい我が国にとって、気候変動問題への対応やエネルギーの海外依存度を考えれば、原発ゼロは責任あるエネルギー政策とは言えない。原発再稼働については、東京電力福島第一原発事故への深い反省の上に、高い独立性を有する原子力規制委員会が世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発のみ、地元の理解を得ながら進めていく。同時に、省エネ、再エネの最大限の導入に取り組み、原発依存度を可能な限り低減することが政府の一貫した方針であり、最大の課題は国民負担の抑制であるため、入札制度の導入など固定価格買取制度の見直しを行い、その負担の抑制と再生可能エネルギーの導入拡大の両立を図ってきたところである。今後とも、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、あらゆる政策を総動員していく」旨の答弁があった。

②「脱化石燃料への政策」に関する質疑に対して、「5年連続で温室効果ガスの排出量を削減したのはG20の中で日本と英国のみである。合計11%を超える削減はG7の中で英国に次ぐ大きさであり、パリ協定に基づく削減目標の実現に向け、日本は積極的に取り組んでいる。気候変動問題への対応は喫緊の課題であると認識しており、脱炭素社会を早期に達成するため、人工光合成を始めとした革新的イノベーションによるビヨンド・ゼロ（過去に排出された大気中のCO₂削減）にも挑戦し、世界における気候変動問題への対応をリードしていく」旨の答弁があった。

③「営農型太陽光発電（いわゆるソーラーシェアリング）」に関する質疑に対して、「営農型太陽光発電は、荒廃農地の解消のみならず、農村地域の所得向上や地域社会の持続的発展に資する有用な取組であると考えており、政府としては、固定価格買取制度による支援に加え、農地法上の許可期間延長などの促進策を講じているところである。その結果、導入事例は2013年度以降、累計約2,000件となっている。今後とも、こうした取組を全国各地に展開すべく、しっかりと後押ししていく」旨の答弁があった。

④「日本の住宅に係る断熱性能」に関する質疑に対して、「各国の住宅の省エネ基準の単純な比較は困

難だが、ドイツなどのように気候が比較的冷涼な地域を中心に、住宅、建築物の省エネ基準への適合の義務付けなどの積極的な取組がなされていることは承知している。我が国においては、住宅の省エネ基準の適合率がいまだ6割にとどまっており、一律の規制強化ではなく、まずは、高い省エネ性能を有する住宅への誘導措置の拡充など、実効性の高い総合的な対策を講じてきているところである」旨の答弁があった。

- ⑤「レジ袋有料化」に関する質疑に対して、「プラスチック問題については、中国などの廃プラスチック輸入禁止措置などを真の循環型社会構築のチャンスと捉え、プラスチック資源循環戦略の更なる具現化を進めていく。その取組の第一歩として、令和2年7月からのレジ袋有料化をきっかけに、国民一人一人の前向きな行動変容につながるよう、自治体や企業を後押しする。また、マイバッグ持参の習慣化を国民的な運動へとつなげていきたい」旨の答弁があった。

(農林水産政策)

- ①「土地改良事業の推進」に関する質疑に対して、「安倍内閣において、農地の大区画化、汎用化を進め、経営規模の拡大や高収益作物への転換を促進するとともに、農業水利施設の防災・減災対策等の国土強靱化を推進してきた。令和2年度においても、令和元年度補正と合わせて6,500億円を上回る予算を計上し、土地改良事業を着実に推進していく」旨の答弁があった。
- ②「農業の生産基盤強化、農林水産物・食品の輸出拡大」に関する質疑に対して、「安倍内閣では、農業を魅力ある成長産業にしていくための産業政策と、農業、農村の多面的機能の発揮を進める地域政策を車の両輪として総合的に実行してきた。そのために、令和元年12月に決定した農業生産基盤強化プログラムに基づき幅広く生産基盤の強化を進め、強い農業、農村を構築していくとともに、日本型直接支払制度による地域の共同活動の促進や間伐等の森林整備により、農地や森林が持つ食料や木材の安定供給、国土の保全や景観の維持等といった多面的機能の維持、発揮を図っていく。また、今後の農林水産物・食品の輸出拡大については、農地の大規模化、牛の増産や水産物の生産性向上など、3,000億円を超える予算で、生産基盤の強化や販路開拓など海外への売り込みを支援していくとともに、各国の輸入規制の緩和などにオール・ジャパンで取り組む体制をつくり上げ、農林水産物・食品の輸出拡大に政府一丸となって取り組んでいく」旨の答弁があった。
- ③「官民ファンドの廃止」に関する質疑に対して、「早期廃止が決定された株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A—F I V E）については、最近の出資状況、過去の投資の実績等から、令和3年度以降は新たな出資の決定を行わず、可能な限り速やかに解散するとの判断をしたものであり、政府としては、損失が生じる事態が発生した場合には、それを極力最小化していくことが重要な責任である。他の官民ファンドについても計画の進捗状況を厳しく検証し、仮に改善が見られない場合には、事業や組織の抜本的な見直しも含めた事業運営の徹底した見直しを行う方針である」旨の答弁があった。
- ④「豚熱（C S F）、アフリカ豚熱（A S F）対策」に関する質疑に対して、「C S Fについては、一刻も早い終息に向けて、防疫の基本である飼養衛生管理の徹底、経口ワクチンの散布等の野生イノシシ対策、発生農家に対する補償や経営再開への支援策を講じるとともに、消費者への情報発信など、風評被害対策にも取り組んでいく。また、我が国への侵入の脅威が高まっているA S Fについては、家畜防疫官の権限強化や検疫探知犬の増頭など、水際対策を強化するとともに、予防的殺処分の実施に向けた体制を整備することとしており、所要の改正法案を今国会に提出する予定である」

旨の答弁があった。

(災害対策)

- ①「国土強^{じん}韌化の予算措置」に関する質疑に対して、「集中豪雨、地震、激しい暴風、異常な猛暑など、異次元の災害が相次いでいる現状を踏まえ、防災・減災、国土強^{じん}韌化のための3か年緊急対策を策定するなど、国土強^{じん}韌化の取組を抜本的に強化し、災害に屈しない国土づくりを進めてきた。それに加え、令和元年の台風第15号、第19号などの被害を踏まえ、河道掘削や堤防強化などの水害対策を中心に、更に国土強^{じん}韌化の取組をパワーアップさせ、令和元年度補正予算案では、1兆円を超える予算を確保した。それに加え、防災、減災をソフト面から進めるための法案を今国会に提出するなど、ハード、ソフトを組み合わせた対策を総動員できる体制を整えていく。その上で、令和3年度以降も、必要な予算を確保し、オール・ジャパンで防災・減災、国土強^{じん}韌化を進め、災害に強いふるさとをつくり上げていく」旨の答弁があった。
- ②「一連の台風災害の教訓を踏まえた防災・減災対策」に関する質疑に対して、「国、県、市が連携し、遊水地の整備や、本川、支川のバランス等を考慮した河道掘削や堤防整備、強化を進めていくことが必要であり、特に令和元年の台風で堤防が決壊した7つの水系では、速やかに緊急治水対策プロジェクトに着手する。また、ダムの活用については、利水者と連携した既存ダムの有効活用の方策について取りまとめを行う。さらに、避難行動のための情報共有の在り方については、正確でわかりやすい情報提供の充実改善、地域住民相互で守り合える自助、共助の取組の強化に努めていく。また、今般、国土交通大臣を本部長とした国土交通省防災・減災対策本部を立ち上げ、『いのちとくらしをまもる防災減災』をスローガンに、防災、減災が主流となる安全、安心な社会づくりに全力を傾けていく」旨の答弁があった。
- ③「東日本大震災からの復興」に関する質疑に対して、「復興・創生期間後の体制については、令和元年12月に閣議決定した復興の基本方針に基づき、今国会に所要の法案を提出すべく、準備を進めている。この基本方針においては、今後5年間の事業規模を1兆円台半ばとし、その財源の見通しについても示している。これらを踏まえ、令和2年夏ごろを目途に、新たな復興財源フレームを定め



馬場伸幸君（維新）

る考えである。また、復興・創生期間後5年目の再検討に当たり、復興の進捗状況や被災地の実情等を踏まえて柔軟に対応していく」旨の答弁があった。

(憲法改正)

- ①「憲法論議の在り方」に関する質疑に対して、「憲法改正議論の在り方については、正に国会で決めることであり、内閣総理大臣として答えることは差し控えた。あえて申し上げれば、憲法改正は、国会が発議し、最終的には主権者である国民が国民投票で決めるものなのだから、憲法審査会において憲法改正についての議論を重ね、国民の理解を深めていくことが私たち国会議員の責任ではないか。憲法審査会の場において、与野党の枠を超えた活発な議論が展開されることを期待している」旨の答弁があった。

- ②「国民投票法の見直し」に関する質疑に対して、「広告放送や寄附に関する規制を含め、国民投票運動の在り方などについては、国民投票制度の根幹に関わる事柄であり、憲法審査会等において議論をいただくべき事柄であると考え」旨の答弁があった。

(統合型リゾート (IR))

- ①「元IR担当副大臣の逮捕及びIRの推進」に関する質疑に対して、「副大臣も務めた現職の国会議員が逮捕され、起訴されたことは誠に遺憾であり、かつて副大臣に任命した者として事態を重く受けとめている。IRは、カジノだけでなく、国際会議場、展示場や大規模な宿泊施設を併設し、家族で楽しめるエンターテインメント施設として、観光先進国の実現を後押しするものと考えている。同時に、IRの推進に当たっては国民的な理解が大変重要であり、高い独立性を有するカジノ管理委員会や国会での議論も十分に踏まえて、丁寧に進めていきたい」旨の答弁があった。
- ②「IR事業者との接触ルール」に関する質疑に対して、「現在、国土交通省において、IR整備法に基づく基本方針について、関係省庁との協議に加え、高い独立性を有するカジノ管理委員会や国会での議論も踏まえつつ、丁寧に策定作業を進めている。接触ルールの策定についても、基本方針に盛り込むことを検討する」旨の答弁があった。

(辞任した閣僚の説明責任)

「辞任した二人の閣僚の説明責任」に関する質疑に対して、「私が任命した大臣が辞任したことは、国民の皆様大変申し訳なく、任命した者として責任を痛感している。政治活動については、一人一人の政治家が自ら襟を正すべきであり、今後とも、可能な限り説明を尽くしていかれるものと考えている」旨の答弁があった。

(世界の水問題)

「世界の水問題」に関する質疑に対して、「我が国が水災害への対応などにおいてこれまで培ってきた経験と教訓を国際社会と共有することにより、世界の水問題の解決に貢献していく。また、積極的に国際社会に情報を発信するとともに、令和2年中に改定を予定している水循環基本計画にもしっかりと盛り込み、水問題の解決に我が国がリーダーシップを発揮していく」旨の答弁があった。

(首里城の復元)

「焼失した首里城の復元」に関する質疑に対して、「首里城は、沖縄の歴史、文化、伝統が凝集した極めて重要なシンボルである。政府では、発災後、速やかに関係閣僚会議を立ち上げ、首里城復元に向けた基本的な方針を決定した。現在、この方針に従い、工程表の策定等の取組を進めている。一日も早い復元に向けて、国として責任を持って取り組んでいく」旨の答弁があった。

(共生社会・一億総活躍社会)

「共生社会・一億総活躍社会の実現」に関する質疑に対して、「オリンピック・パラリンピック東京大会は、共生社会の実現に向けた絶好の機会であり、障害の有無にかかわらず、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会の実現に取り組んでいく。女性も男性も、若者もお年寄りも、障害や難病のある方も、さらには一度失敗した方も、誰もが活躍できる一億総活躍社会を実現するため、引き続き全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。

(ゲーム依存症)

「ゲーム依存症」に関する質疑に対して、「令和元年11月に公表されたゲーム依存症に関する実態調査においては、過度なゲーム使用が日常生活や社会生活に重大な支障を及ぼし得ることが改めて浮

き彫りになった。正しい知識の普及や相談支援体制の整備に取り組むとともに、関係省庁やゲームの供給を行っている企業を含む関係団体との協議の場を設け、ゲーム依存症への対策を推進する」旨の答弁があった。

(新型コロナウイルスの感染拡大防止)

「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策強化」に関する質疑に対して、「政府としては、現在、中国において患者が更に拡大していることを踏まえ、武漢市に対する感染症危険情報レベルを2に引き上げ、不要不急の渡航はやめるよう促すとともに、中国からの全ての航空便において機内アナウンスにより体調不良の自己申告を呼びかけるよう各航空会社へ要請すること、我が国に入国後、発熱やせきなどの症状が発生した場合に医療機関を受診するなど、滞在時の留意事項を記載した健康カードを配布する航空便の対象を中国からの全ての便に拡大するよう各航空会社へ要請すること、全国で患者の検査を可能とする体制を整備することなど、検疫における水際対策や国内における検疫体制の強化などを図ることとしている」旨の答弁があった。

(公文書管理)

「公文書管理」に関する質疑に対して、「平成30年7月に公文書管理の適正化に係る総合的な施策を策定し、決定した全ての施策について、これまで着実に実行に移している。他方、今般発覚した行政文書の保管や廃棄における不適切な取扱いも踏まえ、独立公文書管理監を中心とした各府省におけるチェックの強化など、政府を挙げて、公文書管理の更なる徹底方策について検討していく予定である。現在、政府においては、文書管理の電子化に向けた取組を加速させている」旨の答弁があった。

(大阪都構想)

「大阪都構想」に関する質疑に対して、「大阪都構想の実現については、大都市地域特別区設置法の手続に従って、地域の判断に委ねられているものであり、関係者間の真摯な議論を期待している」旨の答弁があった。